

令和4年9月2日

関係機関の長様
各位

構成団体 日本障害者協議会 (JD)
きょうされん
公益社団法人全国精神保健福祉会連合会 (みんなねっと)
DPI 日本会議
STOP!! 身体拘束 緊急集会 in 長野 参加者一同
NPO 法人ポプラの会 会長 山本 悦夫
長野県ピアサポートネットワーク 代表 大堀 尚美
精神科医療の身体拘束を考える会 代表 長谷川 利夫

身体拘束の要件緩和に関する反対署名のお願い (依頼)

平素より当会の活動に、一方ならぬご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。
この度、皆様に署名の御願いがございました。

今年度の“地域で安心して暮らせる精神保健福祉医療福祉体制の実現に向けた検討会”では、精神科医療における身体拘束の要件を変更する方向のとりまとめがなされ、今回の変更は新たに「治療」の概念を導入するもので要件緩和に他ならず容認できないとして反対する署名を行います。現在の要件に加え、「治療が困難」という判断をされることで、今後更に身体拘束の実施が容易になることを強く懸念するためです。

9月22日に要望書と署名を厚労省に提出いたします。

つきましては、ご多用中誠に恐縮ですが、当会の趣旨を御理解いただき、署名活動にご協力を賜りますようお願い申し上げます。国内の当事者団体、家族会、支援者団体などに依頼しております。できるだけ多くの皆様の署名、願いを届けて、要件緩和がされない様にと強く願います。

個人、団体を問いませんので、ご署名をお願い申し上げます。

署名の締め切りにつきましては、令和4年9月20日(火)、NPO法人ポプラの会宛(事務局必着)で、封書にてご送付頂けますようお願い申し上げます。

皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

事務局 NPO法人ポプラの会
〒380-0838
長野県長野市県町 460-2 長教ビル 2階 203号室
TEL 026-219-2780 FAX 026-219-2740
E-mail:nagano.peer-support@kind.ocn.ne.jp
担当：山本悦夫 大堀尚美

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

構成団体 日本障害者協議会 (JD)
きょうされん
公益社団法人全国精神保健福祉会 (みんなねっと)
DPI 日本会議
STOP!! 身体拘束 緊急集会 in 長野 参加者一同
NPO 法人ボプラの会 会長 山本 悦夫
長野県ピアサポートネットワーク 代表 大堀 尚美
精神医療の身体拘束を考える会 代表 長谷川 利夫

身体拘束の要件緩和に関する要望書

精神科医療における身体拘束はこの20年間で約2倍に増加している。今般、「地域で安心して暮らせる精神保健福祉医療福祉体制の実現に向けた検討会」では、精神科医療における身体拘束の要件を変更する方向のとりまとめがなされた。しかし本来、身体拘束は禁止されるものであるにもかかわらず、今回の変更は新たに「治療」の概念を導入するもので要件緩和に他ならず容認できない。現在の要件に加え、「治療が困難」という判断をされ、今後更に身体拘束の実施が容易になることを強く懸念する。

我が国が批准している障害者権利条約第14条「身体の自由及び安全」によれば、「1 締約国は、障害者に対し、他の者との平等を基礎として、次のことを確保する。(a) 身体の自由及び安全についての権利を享有すること。(b) 不法に又は恣意的に自由を奪われないこと、いかなる自由の剥奪も法律に従って行われること及びいかなる場合においても自由の剥奪が障害の存在によって正当化されないこと」とされている。

障害者権利条約第17条は「個人をそのままの状態で保護すること 全ての障害者は、他の者との平等を基礎として、その心身がそのままの状態尊重される権利を有する」とされており、このような改変は障害者権利条約に反するものである。

人権擁護の観点からも、このような大臣告示の見直しは、現行基準の緩和、拡大に他ならず、行うべきではない。これは緊急法理以外に障害者を強制的に身体拘束し強制治療をすることを我が国が認めることにもなる。

身体拘束の経験がある当事者会としても、身体拘束は心身共に多大な苦痛を伴うものであった。

身体拘束が今後も増加することに強い危機感をもち、要件緩和に対する反対の要望を表明する。

精神障害者にも「他の者との平等」が保障されることを強く願う。

厚生労働省にも当事者、家族の尊厳の回復に支援頂きたい。

このような形での大臣告示の改変がなされないよう、強く求める。

国は身体拘束のゼロを目指し、強力に行動すべきである。

以上

署名

賛同団体 _____

代表者 氏名 _____ 印

連絡先 〒 _____